公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（第13回）

議事次第

日　時　　令和７年６月１７日（火）14:00～16:00
場　所　　中央合同庁舎第２号館13階　官庁営繕部　会議室

１．開　会
２．議　事
　１）　木材利用の促進に関する最近の取組
　２）　木材利用の促進に関する今後の取組
　３）　その他
３．閉　会

（資料）
資料１－１　官庁営繕部における木造化・内装等の木質化の実績
資料１－２　公共建築木造工事標準仕様書 令和７年改定概要
資料２－１　官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討について
資料２－２　「建築物等の利用に関する説明書作成例（木造編）」の取りまとめについて
資料２－３　国土交通大学校 専門課程「公共建築物木材利用推進研修」
参考資料１　公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約
参考資料２　令和６年度建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ【概要】
参考資料３　公共建築木造工事標準仕様書 令和７年版
参考資料４－１　木造計画・設計基準 令和７年改定版
参考資料４－２　木造計画・設計基準の資料 令和７年改定版
参考資料５－１　建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（本編）
参考資料５－２　木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項（本編）
参考資料５－３　木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項（資料編）

（出席者）
委　員　　大橋委員（座長）、内海委員、大村委員、河合委員、腰原委員、信太委員、恒次委員、林委員、松山委員
事務局　　（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
官庁営繕部長、大臣官房審議官、計画課長、整備課長、設備・環境

課長、整備課木材利用推進室長、計画課保全指導室長、管理課営繕企画官、計画課保全指導室課長補佐、整備課課長補佐、整備課木材利用推進室課長補佐、設備・環境課課長補佐、設備・環境課設備防災・安全対策官

●委員
△事務局

１．開　会

２．議　事

１）木材利用の促進に関する最近の取組

・事務局より、資料１－１、資料１－２を説明。

議事（１）について

● 資料１－１について、木造化率１００%ということだが、木材使用量はそれほど多くない。むしろ年々下がっているが、これは令和５年度には大規模な建築物はなかったということか。また、これらの対象には自転車置場など小規模建築物が含まれているのか。

△ ご認識のとおり。木材使用量に関しては、当該年度の事業件数の多寡は年度毎にばらつきがある。例えば令和３年度と令和４年度は１，０００㎥を超える木材使用量になっているが、これは、事業件数や規模が年により異なるため。令和５年度は、これまでと比べて使用量が下がっているものの、想定範囲内の推移と考えている。なお、法改正をふまえ、令和４年度以降に設計着手する建築物については、中層以上のものも含めて原則木造化を図ることになっているが、令和５年度の報告においては、まだ新法適用後の中層以上での完成施設は無く、旧法において木造化対象であった低層小規模の建築物のみの実績である。

● 参考資料４について、令和４年建築基準法改正でいわゆる４号特例の規定が改正されたが、木造計画・設計基準においては、４号特例はどのように扱っているのか。

△ 木造計画・設計基準では従前より、原則として総ての建築物に許容応力度計算以上を求めている。したがって、４号特例の改正による本基準の規定への影響は生じていない。

● 木造計画・設計基準や公共建築木造工事標準仕様書において軸組工法壁構造系と軸構造系と区別されていることについて、技術基準制定当初の意図は、今の壁量規定の延長線上が壁構造系で、ラーメン構造や大断面ブレースという、いわゆる許容応力度計算を行っている建築物が軸構造系という分類だったと認識している。しかし最近は、壁構造系といいつつ、構造計算を行うようになってくると、壁構造系と軸構造系はほぼ区別がなく、構造計算をするのであれば、面材耐力壁を使おうが大断面ブレースを使おうが、アーチ構造やラーメン構造を使おうが、変わらなくなってきている。これから木造で許容応力度計算等の構造計算を積極的に行う設計者が増え、壁量規定による設計が減ることも想定されるので、壁構造系と軸構造系は分けずに一括りにしてもよいのではないか。

△ 公共建築木造工事標準仕様書の第５章の対象と建築基準法施行令第４６条第１項に規定されている壁量規定を適用する対象は必ずしも同一ではない。公共建築木造標準仕様書第５章に規定する壁構造系とは、木造計画・設計基準の区分と同

じく、耐力壁にもとづく水平力抵抗要素を主に用いたものという整理になっている。令和７年改定作業時に議論はあったが、直ちに概念整理することが困難だったため、令和７年版では従前のままとした。令和１０年版に向けて、木造計画・設計基準との関係にも留意しつつ、第５章、第６章の構成の在り方を検討する予定。

● 軸構造系は、１９９０年代の大断面集成材の頃の構造形式のイメージの延長線上であるし、一方で壁構造系は、ＣＬＴの耐震壁とかも含めて現在、色々な要素が出てきていることから、結局はモデル化すれば同じように解ける仕組みになっている。とすると、一括りにしてよいと考える。面材系の耐力壁であれ、その他工夫された耐力壁であれ、一括りにしたうえで、その中で選択肢の幅を広げられるようにした方が、構造設計者も一つのルールの中で自由にできると考える。ぜひ前向きに検討してほしい。

● 木造計画・設計基準と公共建築木造工事標準仕様書について、混構造に対応したことは非常によいと思っているが、木造の中で混構造を扱うのではなく、鋼構造の中にＣＬＴ耐力壁を入れるというような場合、これは木造で処理するのか、あるいは鋼構造で処理するのか。最近では複合の仕方も多様になっており、コンクリートの柱と木材の梁の接合部に鋼材を使うなどという色々な組合せが出てきているため、木造とＳＲＣ造などという縦割りだと、混構造の対応が非常に難しいと感じている。そもそも建築基準法でのそれらの扱い方もあるが、将来的な方針はあるか。

△ 現行、混構造を取扱う場合、公共建築工事標準仕様書（標仕）と公共建築木造工事標準仕様書（木標仕）をセットにして使うことにしている。今回の改定では、これまでいわゆる純木造を想定した規定を、構成を組み替えること等によって、混構造でも適用可能な形にした。例えば非木造のブレース等にＣＬＴ等の木造を使う場合は、標仕をふまえた特記仕様書を作成するとともに、その後ろに木標仕をふまえた木造の特記仕様書を付け、ブレース、耐力壁等の木造部分は木造の特記仕様書に記載する想定。他方、ハイブリッド構造での標準仕様書の適用方法については、将来的に多様な設計がでてくることが想定される。現時点では実例が少ないため仕様書の取扱いをどうすべきかについて具体的な検討はできていないが、実例を蓄積していくなかで、多様な混構造における標準仕様書の取扱いについても検討していくことになると考えている。

● 資料１－１について、表下注４に、木材使用量が不明なものは換算値を用いているとあるが、木材使用量の把握が難しい場合があるのか。捕捉率のような、把握できている場合とそうでない場合の割合が分かれば教えてほしい。

△ 官庁営繕事業の実績では、数量は把握できている。他方、他省庁も含めた国が整備している建築物については、技術職員の有無等により把握が困難な場合もあるため、一部面積による換算値を用いている。今後この精度を上げられるかが課題と認識した。

● 国が整備する建築物についてだけでも、木材使用量を補足できる仕組みになっていると、今後大規模木造建築物が増える中で、HWP 等、国全体の木材量を推計する参考データとして有用と感じた。

● 資料１－１について、国産材率が７割程度ということだが、どのような樹種が国

産材でないのか。

△ 性能の関係から、床材だと堅さのある南洋材に、横架材だと構造強度のある外国産材樹種とする場合等があるようだ。また、コスト面の理由で外国産材となる場合も多いようだ。なお、当該資料における国産材率とは、国産材と把握できているものを分子にしており、トレーサビリティーの関係で産地が把握できないものもある。

● 資料１－１について、今後中層以上の木造化も進めていく際、全体の新営棟数における積極的に木造化を促進するとされている公共建築物の割合が増えていくのか。

　また、設備の設計基準等の次回改定において、中高層木造建築物への対応をどうするのか方針があれば伺いたい。

△ 木造化促進の範囲拡大に伴う今後の動向については、実績でしか押さえていないので、年度毎の割合の予測は困難。

△ 営繕の技術基準類については、通常、一定期間毎に更新しており、技術の発達や、法改正等を随意盛り込んでいるところ。中高層木造建築物をふまえた設備設計基準類についても、必要に応じて適宜内容を見直すことになる。

● 公共建築木造工事標準仕様書において混構造に対応するよう、接合部の記載を追加したということだが、接合部の耐火性能についても検討が必要。一般的に、耐火試験は部材単位で行っており接合部までケアしきれていない実状があり、異なる構造同士の接合部の考え方や耐火構造のあり方についても視野に入れる必要がある。

△ ご指摘の点については、木造計画・設計基準において接合部における耐火性能上の留意点を若干盛り込んでいるところ。今後、整備実績が蓄積されていくなかで、ご指摘の混構造に関する視点をふまえ、必要な内容をフィードバック・拡充していくことになると考えている。

● 資料１－１について、「博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設」は木造化になじまないとされているが、ここでは仕上げ材如何は無関係の中、耐火建築物であれば木造も非木造も性能は同一と考えられ、文化庁からも、文化財収蔵施設の構造について木造は排除していないと聞いている。寺には文化財である仏像等がある。木造としたい人が、木造化できないと誤解しないよう配慮してほしい。

△ 政府の基本方針ではこれらの施設の場合で、かつ木造化がなじまないと判断した施設は積極的に木造化を促進する対象としなくてもよい、としているものであり、木造化を禁止したものではない。資料１－１の記載について、木造化禁止と誤解される可能性が懸念されるとのご指摘と認識した。

● 官庁営繕の木造建築物について、建物情報や維持管理費用を記録し、今後の施設整備の際の維持管理費用の参考情報となるようにするとよい。メンテナンスサイクルと修繕費用を後から追跡調査できるような建物情報のリストを作成できないか。初期費用とランニングコストの比重の検討（例えば、材料価格が高く維持管理費用が安い外材を使用するのと、材料価格が安い地域材を用いて一定周期で

交換することの比較）に使える資料があるといい。

△ 国の施設の中規模の改修については、官庁営繕が一定程度把握しているが、所有官署が行う小規模改修や修繕を網羅的に把握する枠組みは必ずしも構築されていない。

● 民間建築物も含め、木造の維持管理費用が不明瞭であることは木造建築を計画する際の障害となっており、重要な課題である。修繕内容がわからずとも金額だけでも、また毎年度の修繕履歴でなくポイントになる時点だけでも把握できるとよい。

● 過去の実績をデータとして蓄積し、活用できることが重要。維持管理を含め、最初からデータ化することを念頭に置いて実績値をデータベース化し、追加調査せずにデータが蓄積されるような仕組みを検討されたい。

● 今後のＬＣＣO_2への対応に向けて、官庁施設であれば実績データが蓄積される仕組みができるとよい。

２）木材利用の促進に関する今後の取組

・事務局より、資料２－１を説明。

（１）官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討について

● 最終的にはどう公表されるのか。

△ 基本的には官庁営繕内部で使用することとしているものの、公表することを考えており、基準ではなくあくまで「参考図」としてホームページで公表することを前提に調整している。公表のタイミングは、来年度以降になると考えている。また、CAD データの公表についても可否を検討する予定。

● 設備関係の部位はあるか。

△ 当初は設備関係部位についても俎上に載せていたが、収集・検証の結果、現時点では優先順位の高い他の部位に主眼をおくこととし、今回は設備関係では貫通孔の処理程度を想定している。なお、ディテール参考図を作成後も、実績蓄積の過程で新たなディテールを追加することを考えている。

（２）「建築物等の利用に関する説明書作成例（木造編）」の取りまとめについて

・事務局より、資料２－２を説明。

● 取りまとめた資料はぜひ公表してほしい。また、後学のために失敗例も掲載してほしい。

● 建築物の修繕履歴を蓄積しながら、将来的に修繕計画の作成に活かせるとよい。

● 取りまとめにあたり、タイトルは利用者にとって内容をイメージしやすいものとした方がよい。

（３）国土交通大学校 専門課程「公共建築物木材利用推進研修」

● 本研修の案内を、受講してほしいターゲットに届くように出し方を工夫できないか。

△ 地方公共団体職員向けには、全国営繕主管課長会議にて周知し、各省各庁向けには、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議にて周知している。

● 現在は講義用パワーポイントを作成して講義しているところ、基本テキストを予め作成して別の講師でも講義できるようにし、後進を育てることができるとよい。

● 中級カリキュラムを検討しているとのことだが、初級の内容で受講してほしいターゲット層は大体受講したという状況なのか。なお、中級を設ける場合、維持管理の講義を拡充することも検討されてはどうか。
△ 定員が３０～４０名と限られており、地方公共団体職員も数年で異動することを踏まえると、中級カリキュラムを新設するのではなく初級カリキュラムを普及させる考えもある。それらも踏まえて中級を設けることについて検討を進める予定。

３）その他

● 木造化を図る際に、技術的な課題に付随してコストの課題が挙げられる実状がある。地方公共団体は国の方針や事業手法を参考に木材利用を行うことが多々あるので、森林環境税等の税制活用や国有林利用の手法を地方公共団体に提示してほしい。
△ 官庁営繕ではそうした制度を所掌していないため、これまで技術基準の周知等の取組を進めてきたところ。本日説明した木造ディテール参考図や建築物等の利用に関する説明書作成例（木造編）についても可能な範囲で周知していくことを考えている。他方、補助制度一覧については林野庁が取りまとめていると認識。
△ 情報提供という趣旨では林野庁と協力していくことになろうかと思う。

● 木造化や木質化の施設利用者に対する効果について、周知することも重要。これと、木造建築物において J-CAT を用いたホールライフカーボンが減少する効果があるなど、研修の講義として構えるとよい。

３．閉　会

△ いただいたご意見をふまえ、引き続き様々な取組を進めてまいりたい。

以上